

お知らせ



**新しい子ども医療証の送付**  
**4月以降に使用できる**  
**子ども医療証を送付します**

閩 保険環境課 医療介護保険係 ☎65・1097

令和5年4月以降に使用できる子ども医療証を3月上旬に送付します。

【対象】次の①②いずれも満たす人

①平成28年4月2日〜平成29年4月1日生まれの人

②有効期限が平成35年3月31日（令和5年3月31日）までの子ども医療証（乳幼児医療証）を持っている人

【新規申請】

出生や転入などをされた方で、子ども医療証を持っていない方はお問い合わせください。

【その他】

○次に該当する人は子ども医療からの切り替えが必要です。詳しくはお問い合わせください。

- (1)小学生以上で、重度障がい者医療に該当する人
- (2)高校生以上で、ひとり親家庭等医療に該当する人

桂川町子ども医療証	
有効期間	
負担者番号	8 1 4 0 0 7 5 6
受給者番号	
住所	
氏名	
生年月日	
一部自己負担金	SAMPLE
発行機関名及び印	福岡県 桂川町長
交付年月日	
<small>この証は県外の保険医療機関等では使用できません。</small>	

▲今回送付する子ども医療証。

手当金



**傷病手当金適用期間の延長**  
**新型コロナウイルス感染症に伴う**  
**傷病手当金の申請はお済みですか**

閩 保険環境課 医療介護保険係 ☎65・1097

○桂川町の国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方へ

新型コロナウイルス感染症に感染または発熱の症状があった場合に、その療養のために就労することができなかった場合（**適用期間内で左記の要件を満たす方に限る**）について、傷病手当金を支給します。

【適用期間】令和2年1月1日〜令和5年3月31日  
**※保険給付を受ける権利は、労務に服することができなくなった日ごとにその翌日から起算され、2年を経過すると時効により消滅します。**

【傷病手当金の対象となる方】

次の4つの要件をすべて満たす方。

- ① 給与の支払を受けている、桂川町国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者であること
- ② 新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われ、療養のために労務に服することができなくなったこと
- ③ 3日間連続して仕事を休み、4日目以降も休んだ日があること
- ④ 給与等の支払いを受けられないか、一部減額されて支払われていること

減免



**水道料金の減免について**  
**寒波の影響に伴う**  
**水道料金の減免について**

閩 水道課 水道係 ☎65・3241

令和5年1月24日から25日にかけて発生した寒波の影響により、水道管が凍結・破損したことで漏水し、修繕を行った利用者の方々の水道料金について、漏水水量相当分を減免します。詳しくは水道課までお問い合わせください。

【必要書類】

- 寒波による水道使用水量の認定についての申請書
  - 修繕内容のわかる写真
  - 修繕費などの領収書
- 【減免対象月】令和5年1月使用分

お知らせ



**有害鳥獣の捕獲を実施**  
**有害鳥獣の捕獲を実施**  
**入山時にはご注意ください**

閩 産業振興課 農林振興係 ☎65・1106

有害鳥獣とされるイノシシ・シカ・アナグマ・アライグマによる農作物の被害を防止するため、町内山間部などにおいて、銃器・わなによる「有害鳥獣捕獲」を実施します。入山時にはご注意ください。

【実施期間】令和5年4月1日〜令和6年3月31日